

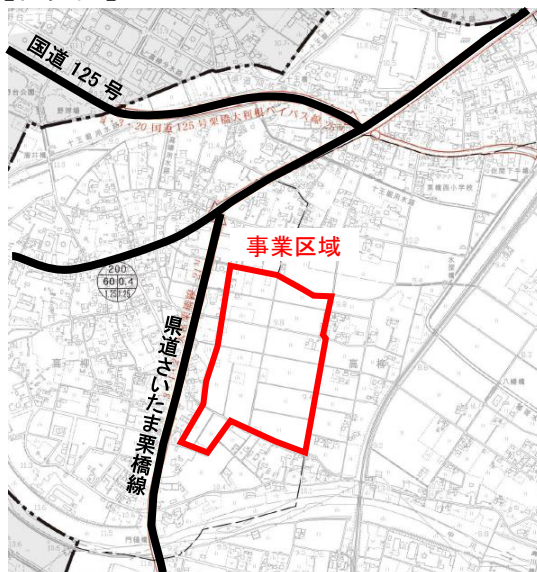
## 今後の審議予定について

### 1 高柳地区の産業基盤整備に伴う都市計画変更

本地区においては、埼玉県企業局との共同事業方式による産業団地の整備に向け、新たに準防火地域及び地区計画を定めるため、都市計画変更の手続きを進めています。

このことについて、本年11月頃に都市計画審議会においてご審議をいただき、令和4年度中に都市計画変更を行う予定です。

【位置図】



【地区計画方針の付図】



### 2 特定生産緑地地区の指定

生産緑地地区とは、市街化区域内にある優れた農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画で定めるものです。

この生産緑地地区に指定された農地は、建築物の建築が原則として不可となる代わりに、固定資産税や相続税等の優遇措置を受けることができます。

一方で、指定後30年を経過した生産緑地地区については、所有者が市に対して買取りの申し出をすることが可能となりますが、一定期間以内に行われなかった場合は、その生産緑地地区における建築の制限が解除されます。

このような状況を踏まえ、市街化区域内の優れた農地の減少を防ぐため、指定後30年を迎える生産緑地地区を、土地所有者等の意向に基づき「特定生産緑地地区」に指定することにより、買取りの申し出が可能となる時期を10年延長できる制度が創設されました。

今後、本市に定められている生産緑地地区を「特定生産緑地地区」に指定することについて、都市計画審議会での審議をお願いする予定です。

【生産緑地地区の指定状況（令和4年4月1日現在）】

地 区	地区数（面積）	
	全体	うち、令和4年12月4日に 指定後30年を経過するもの
久喜地区	30地区（4.05ha）	29地区（3.95ha）
栗橋地区	2地区（0.10ha）	—
合 計	32地区（4.15ha）	29地区（3.95ha）